

鳥取県告示第339号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第2号に掲げる事由により、新六土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治